

# 平成27年度 事業計画

## I 基本方針

我が国においては、2025年（平成37年）に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢社会が到来することに伴う生産年齢人口や将来を支える年少人口の減少傾向を踏まえ、持続可能な社会福祉制度の再構築に向けた検討が進められており、平成27年度以降は、介護、保育・児童等の諸改革が施行されるとともに、生活困窮者自立支援法の本格施行や地域包括ケアシステムをはじめ、身近な地域での支援体制の構築が進められている。

また、社会福祉法人をめぐっては、社会保障審議会において社会福祉法人の在り方等に関する報告書が取りまとめられるとともに、社会福祉法人制度の改革や福祉人材確保の促進に向けた関係法令の整備が進められるなど、社会福祉を取り巻く状況は大きな転換期を迎えている。

このような中、本会は、これまで地域で永年にわたり取り組んでいる活動をはじめ、本年度から本格実施される生活困窮者自立相談支援事業や地域における要援護者見守りネットワーク強化事業など、地域のつながりを強化するため、大阪市や区社協をはじめ、関係団体との連携を一層強化し、地域福祉を推進する中核的な団体としての取組みを進めていく。

さらに、社会福祉を取り巻く動向を踏まえ平成26年9月に、「中期経営計画」を策定し、高い公益性を持つ団体としてその責務を果たし、自律した組織基盤の強化を図り「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく安心して暮らすことができるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現をめざして、市民、行政、社会福祉関係機関・施設、民生委員・児童委員及び主任児童委員、NPO等と協働し、地域福祉を推進する。

## II 平成27年度主な取組み

### ● 中期経営計画の推進

本会の行動指針として、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画期間とし「中期経営計画」を策定した。本会として取り組む5つの重点項目及び中立・公正な立場にたった事業を展開するため、次のとおり組織基盤を強化する。

#### (1) 社協職員の人材育成

2,700千円

本会の事業や取組みを、サービスの質を低下させることなく市民に提供することができるよう、必要な職員数の確保については計画的に行う。

また、研修体系を構築し、専門職としての知識や技術の習得のみならず、社協職員として、幅広い見識と将来を見据えたリーダーシップを発揮できる職員の育成を図る。

## (2) 財政基盤の強化

会費は、本会が地域福祉活動を推進する貴重な財源であることから、本会支援者の増員に向け、市民や各種団体、施設、企業等に対し広く加入を呼びかける。

また、本会のホームページ及び広報誌等へ広告を掲載する企業や団体を積極的に募集し、広告料の収入増を図る。

## (3) 組織の透明性と信頼性の確保

地域に開かれた組織として説明責任を果たし、透明性を確保するため、市民をはじめ、社会福祉関係機関やNPOなどの団体に対し、本会事業や取組みに対する理解が得られるよう、財務諸表や本会の取組みなどをホームページや広報誌で公表する。

また、職員のコンプライアンス意識の徹底を図るとともに、内部監査を実施し、内部統制の強化を図るなど、さらなる透明性や信頼性の確保に努める。

# ● 深刻な生活課題の解決に向けた市域からの地域福祉推進の支援

66,548 千円

## (1) 生活課題・福祉課題の予防や早期発見、課題解決力強化のための支援・取組み

本年度は各区において「生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)」の本格実施や「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」が実施されることを受け、職員研修や事例検討により社会的孤立や生活困窮などの生活課題・福祉課題に対する支援力・実践力の強化を図り、課題を抱える人々への支援を強化する。

## (2) 区社協活動への支援

地域福祉の推進主体が市域から区域へ移行される状況を踏まえ、昨年度から導入した区担当制による区社協支援を継続する。また、地域福祉活動推進支援プログラムについても、これまでの評価を踏まえ、方針検討に取り組む区社協を募り、重点的に支援する。

さらに、地域支援担当をはじめとする区社協職員研修会を開催し、基礎知識の習得やスキルアップを図る。

## (3) 地域福祉のしくみづくりや小地域福祉活動の活性化に向けた課題整理・啓発

区社協に対して、行政との協働により、見守り・支え合いなどの地域福祉のしくみづくりを効果的に推進することができるよう、全市的な課題を取りまとめ、今後の方向性を区社協と協議する。また、小地域福祉活動における担い手の固定化・高齢化などの現状や課題に関する調査分析に基づいた実践事例や課題解決のヒントを発信し、区社協活動・地域福祉活動支援につなげる。

## ● 社会福祉法人・施設の組織強化及び地域における公益活動の取組みへの支援

18,325 千円

市内約 930 の福祉施設が加盟する 6 連盟で構成される大阪市社会事業施設協議会と連携を図り、経営者セミナーや研修会等を開催し、社会福祉法人・施設が地域の中における公益活動の重要性を十分に理解し、円滑に取組みを進めていくことができるよう支援する。

また、各区における区の社会福祉施設連絡会活動の活性化に向けた取組みを行う。

さらに、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会と連携し、社会福祉施設職員の人権意識の向上に取り組む。

### <新規>

#### ● 災害時のボランティア活動支援体制の強化

790 千円

南海トラフ巨大地震等、大規模災害の発生に備え、災害発生時の区社協との支援体制の構築のため、市・区社協の職員を対象とした「災害ボランティアセンター運営者研修会」を開催し、運営者としてのスキルを有する職員を育成する。

### <新規>

#### ● 広報啓発活動の充実（ホームページのリニューアル）

3,000 千円

本会の取組み状況を常に新しい内容で提供するとともに、区社協とのリンクを強化し、区社協の取組みについても一体的に提供するなど、福祉活動を行う市民や福祉関係者はもとより、誰もがアクセスしやすく、求める情報をわかりやすく提供できる魅力あるホームページに全面的にリニューアルする。

#### ● ボランティア・市民活動センターの運営

30,012 千円

ボランティア・市民活動情報誌 COMVO や市民活動団体登録システム COMVO ネット、その他さまざまな媒体を通じ、広範な情報の収集とわかりやすい情報を発信する。

また、多様化する課題を解決できる自発的かつ自律的な団体や個人の市民活動を推進するため、市民の声を事業に反映しながら、市民にとってわかりやすく参画しやすいセンター運営を図る。

## ● 社会福祉研修・情報センターの運営

161,617 千円

市民を対象とした地域福祉活動者のための研修や社会福祉講演会、介護実習講座などを開催し、社会福祉（地域福祉）に関する知識や技術の普及・啓発等広く地域活動を推進する人材の育成に向けた取組みを進める。

また、社会福祉従事者の人材育成や定着支援を図るため、大阪市福祉人材養成連絡協議会作業部会で作成した生涯研修体系図に基づく研修を実施し、体系的に福祉・介護職員の資質向上を図る。

さらに、3万9千冊を超える社会福祉関係の書籍・資料・視聴覚資料等を所蔵する全国有数の図書・資料閲覧室では、市民や福祉専門職等の利用を通じ、福祉人材の育成を図るとともに、福祉図書館としてのサービスを提供する。

## ● おおさか介護サービス相談センターの運営

31,877 千円

介護保険の被保険者やサービス利用者及びサービス提供事業者からの相談を受け、情報提供や苦情相談に対する助言・調整等を行い、地域包括支援センターとより一層連携を深め、介護保険サービスの質の向上に取り組む。

また、介護保険サービスの理解を深めるため、福祉活動に携わる市民を対象とした研修を実施する。

### Ⅲ 平成27年度事業

#### 1 地域福祉活動推進及び区社協活動・事業の支援並びに連絡調整

##### (1) 地域福祉推進に係る事業

地域における要援護者の見守り活動に加え、生活困窮や社会的孤立などの制度の狭間や複合的な課題を抱える人々への支援が一層必要とされることから、平成25年3月に策定した「地域福祉活動をすすめるための大切な視点」を踏まえ、課題解決や今後の推進方策に関する協議・検討及び市民・福祉関係者に対し啓発する。

- ア 生活困窮や社会的孤立などの福祉課題の解決に向けた協議・検討
- イ 区における地域福祉のしくみづくりの推進に向けた取組み
- ウ 小地域福祉活動の活性化のための調査分析・情報発信
- エ 地域福祉活動推進委員会及び専門部会の開催

##### (2) 区社協活動・事業の支援

各区社協が実施する事業や取組みが効果的に推進できるよう、昨年度から導入した区担当制により各種実施事業に関する情報集約や業務検討に向けた支援を継続する。

- ア 区担当制を中心とした区社協支援の推進
- イ 地域福祉活動推進支援プログラムの実施
- ウ 区社協が実施する地域福祉推進に係る各種事業の情報提供や業務検討、研修会などの開催

##### (3) 「私たちのまちで先駆的な取り組みをしよう」事業

区及び地域における先駆的な事業の開発、既存事業の発展的な展開などを目的に、地域福祉活動推進の一助とするため、共同募金配分金を活用した助成事業を実施する。

また、助成を受けた事業については、報告書としてとりまとめ、他区や地域における地域福祉活動の参考資料として活用する。

##### (4) 区社協にかかる各種会議の開催

区社協会長会を年4回、区社協事務局長会を月1回、定例で開催するほか、必要に応じ事業担当者会議などを開催する。

##### (5) 善意銀行の運営

市民から善意の預託（金品・物品）を活用し、福祉ボランティア活動の運営支援や地域コミュニティの推進をはじめ、大阪の社会福祉の歴史保存・伝承などに係る社会福祉関係機関、団体等へ助成する。また、善意銀行に対する理解を得るため、リーフレットやホームページを活用し周知する。

## 2 権利擁護の推進と相談支援体制の充実

- (1) あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）の推進 518,791千円  
認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように、相談支援体制の整備及び職員の増員と資質向上を図り、契約に基づいた福祉サービスの利用援助や金銭管理サービス等を支援する。
- (2) 権利擁護相談支援サポートセンター事業の推進 51,130千円  
ア 大阪市成年後見支援センターの運営  
・成年後見制度の利用に関する専門的支援  
・成年後見制度に関する広報・啓発  
・市民後見人の養成と活動支援  
イ 地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援  
ウ 障害者総合支援法に基づく法人後見に取り組む団体への支援
- (3) 高齢者相談支援サポート事業の推進 22,548千円  
ア 地域包括支援センター等の機関や施設及び事業者に対する相談、後方支援  
専門相談の活用やケース会議、事例検討を通じての専門的な助言等により支援する。  
イ 認知症サポーター養成等事業の実施  
「認知症になっても、安心して暮らせるまちづくり」を目指して、認知症サポーターを養成する講師役のキャラバン・メイト養成研修を実施するとともに、フォローアップ研修の実施により、キャラバン・メイトの組織化を支援する。
- (4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進 26,506千円  
ア 休日夜間における障がい者・高齢者の福祉及び権利擁護に関する市民や関係者からの電話相談に対し、関係機関等の案内や情報提供  
イ 障がい者・高齢者の虐待通報及び要援護障がい者・高齢者緊急一時保護に関する要綱等に基づいた、大阪市福祉局、大阪府警察本部、一時保護施設等との連絡調整  
ウ 大阪市福祉局、区役所保健福祉課をはじめ、地域包括支援センター、区障がい者相談支援センター、権利擁護相談支援サポート事業、高齢者相談支援サポート事業等担当者に対する連絡調整
- (5) 地域包括支援センターの連絡調整・運営支援 13,653千円  
市内全域地域包括支援センター及び総合相談窓口の連絡調整や運営支援を行い、各々の圏域での地域包括ケアを推進する。  
ア 業務実績集計、分析、フィードバック  
イ 情報の共有化、業務に関する相談対応等  
・包括管理者会の開催  
・事業ワーキングの開催、業務マニュアルの作成  
・職員研修の企画実施

- (6) **認知症対策連携強化事業の推進** 20,657千円  
市内全域地域包括支援センター及び総合相談窓口における認知症ケア及び医療との連絡調整・運営支援を行うとともに、連携体制強化に向けた取組みを推進する。
- ア ネットワーク体制構築の支援
  - イ 認知症高齢者やその家族を支援する相談支援及び支援体制の構築
  - ウ 認知症ケア及び医療との連携体制構築に対する支援

- (7) **生活福祉資金貸付事業の推進** 90,218千円  
生活福祉資金貸付事業の相談窓口である各区社協において事業が円滑に実施できるよう、全社協や大阪府社協と連絡調整し、区社協間の情報交換の場づくりや情報提供などを行う。

### 3 ボランティア・市民活動の推進・強化

- (1) **NPO・ボランティア活動推進支援事業** 42,843千円  
地域が抱える複雑・多様化した課題に対応できる「活力ある地域社会」をめざし、区社協をはじめ、NPOやボランティア活動に携わる人や団体と連携・協働し、市民活動に関する情報提供や活動の担い手を育成する。

- (2) **大阪市地域貢献活動・マッチングシステム運営事業** 8,065千円  
企業やNPO、地域団体、商店街、学校など多様な組織が有する人やモノ、場所や情報、専門的なスキルやノウハウなどのさまざまな資源を、地域貢献活動に生かすためのシステム運営を行い、多様な組織が地域コミュニティに参画できるよう支援する。

- (3) **防災・減災、災害救援に関する支援・取組み**  
災害時に開設される災害ボランティアセンターの運営が円滑に行えるよう「災害ボランティアセンター運営者研修会」を開催し、必要な知識やスキルを持った職員を育成するとともに、大阪府下において、民間企業やNPO等と広域かつ効果的な連携が図れるよう、おおさか災害ネットワークを運営する。  
また、避難者里帰りバスやボランティアバスの運行、大阪府下避難者支援団体等連絡協議会との連携など、被災地復興支援、避難者支援を継続的に行う。

### 4 福祉人材の養成及び情報の発信

- (1) **社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営**  
市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施するとともに、社会福祉を支える人材の養成や社会福祉に関する多面的な情報を発信する。

- ア 社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修の実施
- イ 地域福祉活動を担う市民を対象とした研修の実施
- ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営
- エ 社会福祉施設・事業者等への人材育成等に関する相談対応及び情報提供
- オ 社会福祉に関する情報提供及び調査研修
- カ 図書資料閲覧室の運営及び展示コーナーでの企画展示
- キ 貸室業務及び施設総合管理業務（榊太平ビルサービス大阪と共同体により実施）
- ク 福祉職員のためのメンタルヘルス相談及びメンタルヘルス支援対策事業の実施
- ケ 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会と大阪市社会事業施設協議会との共催による人権研修の実施

**(2) 次世代の社会福祉の担い手の育成（社会福祉士養成課程の実習受入）**

積極的に実習生の受け入れができるよう、本会職員の実習指導者研修の受講を促進し、次世代の社会福祉の担い手の育成を図る。

**(3) 福祉人材の養成・確保（就職フェア等）**

社会福祉分野の就職を希望する求職者と社会福祉施設等の採用担当者とのマッチングの機会を提供する合同求職説明会を大阪府社協等と共催し、福祉・介護分野への人材確保に努める。

**5 広報啓発活動の充実**

11,689 千円

**(1) 調査、啓発及び広報活動**

本会の広報誌「大阪の社会福祉」については、工夫を凝らすなどさらなる内容の充実に努めるとともに、適宜発行部数や配付先の見直しを行い、効果的・効率的に情報を提供する。

また、誰もがアクセスしやすく、必要な情報が得られるようWEBページの整備を含めたホームページをリニューアルする。

**(2) 社会福祉大会の開催**

社会福祉の功労者に対し、表彰を行うとともに、社会連帯意識の高揚を図り、ボランティア活動を中心とした市民参加の地域福祉の推進を目的に、社会福祉大会を開催する。

**(3) 人権啓発の推進**

高齢者・障がい者・児童福祉及び児童虐待防止推進月（週）間行事に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページ等にさまざまな取組みを掲載し、啓発を図る。

また、人権週間を中心に市内各所で開催される各種講演会や行事、関係団体が主催の人権研修へ参加する。

## 6 福祉関係機関、団体との連絡協調

### (1) 民生委員・児童委員との連携及び活動の推進

民生委員・児童委員は、常に住民の立場に立って、すべての住民を対象とした相談支援活動を行っている。本年度は、役割や意義の理解促進に向け、各区で懸垂幕の設置や、リーフレットの配付など、子育て世帯や単身高齢者、生活困窮者を含め、幅広い層を対象に周知活動を積極的に展開し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の認知度の向上を図る。

### (2) 共同募金運動への協力

福祉の推進という共通の目標のもと、共同募金会とより緊密な連携を図り、その運動の広報や啓発及び街頭募金へ本会職員が参加するなど積極的に協力する。

### (3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

分野ごとに大阪市管轄の社会福祉施設を組織化した大阪市社会事業施設協議会（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの各連盟により構成）に対し、施設団体相互間の連絡調整、施設と地域社会の連携、関係官公庁・団体との連絡調整などを行う。

### (4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設が人権課題への理解を深め、施設運営を通じて人権活動の積極的な推進を図ることを目的に設置されている大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会の取組みを支援する。

また、大阪府・大阪市・大阪府社協と連携し、社会福祉法人・施設の人権に基づいた運営のための簡単チェックリスト及び社会福祉法人公正採用ガイドラインの修正等を行う。

### (5) 区社会福祉施設連絡会活動への支援

「活動報告・情報交換会」の開催等による各区の事例報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図るなど、各区で組織されている区社会福祉施設連絡会の活動を支援する。

## 7 適正な福祉サービスの提供及び利用促進

### (1) 介護保険要介護認定訪問調査・障がい支援区分認定調査事業 1,063,670千円

大阪市の指定事務受託法人として市内の要介護認定調査、障がい支援区分認定調査及び他市町村からの依頼による市内居住者の認定調査を実施する。調査においては中立的な立場を守り、公平公正で客観的かつ正確な基本調査を全国一律の方法で実施する。

障がい支援区分認定調査においては、対象者一人ひとりの個性性を尊重し、人権に配慮した調査を実施し、障がいの特性等を踏まえた個別の状況等正確な情報を認定審査会に報告する。

さらに、介護保険及び障がい福祉制度に対する理解を深め、適切な認定調査を行うため、調査員の質の向上を図るとともに、市民への適正な福祉サービスの提供及び利用促進に努める。

**(2) 福祉サービス第三者評価事業の充実と受審の促進**

**2,160 千円**

事業者が事業運営における問題点を具体的に把握し、サービスの質の向上に向け、公正・中立な第三者機関として、専門的かつ客観的な立場から事業所の運営管理や提供するサービスを評価する。また、児童福祉分野（保育所）と社会的養護関係施設（児童養護施設・乳児院）について、第三者評価事業を推進するとともに、受審の促進を図る。